

新・北海道石炭じん肺訴訟 住石と勝利的和解

9月20日、札幌地裁（岡山忠広裁判長）で新・北海道石炭じん肺「住石」訴訟の和解が成立しました。この訴訟は、住石マテリアルなど（旧・住友石炭）が2002年の「終結共同宣言」以降すすめられてきた訴訟外での和解解決を、「管理区分は信用できない」「就労期間が短い患者については責任がない」などとして拒否してきたことから、2014年12月に提訴してたたかってきました。今回の和解で、被告が総額10億円を支払うことにより、旧住友石炭の炭鉱で働いてじん肺に罹患した原告128人（患者数）全員の救済がはかられました。

建設アスベスト訴訟 大阪高裁が国と企業を断罪

大阪高裁は9月20日の関西建設アスベスト大阪訴訟判決で、大阪地裁判決からさらに救済範囲をひろげて国と建材メーカーに総額3億3900万円の賠償を命じました。「一人親方」についても国に責任があるとし、国の責任割合を2分の1に引き上げ、主要な建材メーカー8社についての加害責任を認めました。大阪高裁では8月31日にも京都訴訟の控訴審判決で国と建材メーカーに賠償を命じており、国の責任については10連勝となり、企業についても責任を認める流れがつくられてきました。

岡内裁判が結審 10月24日判決

9月14日に、上肢障害（指曲り症）で不当な不支給決定を受けた岡内さんの「不支給決定取り消し」を求める裁判の控訴審の口頭弁論が札幌高裁で開かれ結審しました。判決は10月24日に言い渡されます。

道労連が被災地で復興支援ボランティア

道労連は9月18日、出口事務局長、竹田事務局次長をはじめ7人が胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町で復興支援ボランティア活動をおこないました。建交労道本部からは宮澤さんが参加し、避難所の清掃などで汗を流しました。

**「戦争法」
強行から
3年目**

「戦争させない」総がかり行動

9月19日、札幌で「戦争させない」総がかり行動がおこなわれ450人が参加しました。2015年9月19日の「戦争法＝安保関連法案」の強行から3年目となるこの日、参加者は「戦争法廃止」「9条改憲を許さない」の声とともに、震災と停電による大きな被害への支援を国に求めてデモパレードをおこないました。